

香川県条例第5号

特定非営利活動促進法施行条例及び香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第1条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、事後遅滞なく、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。</p>	<p>（役員報酬規程等の提出）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 法第55条第2項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による提出は、<u>助成金の支給を行った場合にあっては事後遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合にあっては事前に（災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）</u>、規則で定める様式による提出書により行わなければならない。</p>
<p>（合併の認定の申請）</p> <p>第22条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は<u>特例認定特定非営利活動法人</u>は、第14条第1項の申請書の提出に併せて、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>（合併の認定の申請）</p> <p>第22条 法第63条第1項又は第2項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は<u>仮認定特定非営利活動法人</u>は、第14条第1項の申請書の提出に併せて、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。</p>
<p>（香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正）</p> <p>第2条 香川県事務処理の特例に関する条例（平成11年香川県条例第40号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	

改正後	改正前
<p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 略</p>	<p>（市町が処理する事務の範囲等）</p> <p>第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。</p>
<p>別表第1（第2条関係）</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p>

事務	市町
1～5 略	
6 略	略
(1) 略	
(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告、 <u>公表</u> 及び縦覧	
(3)～(20) 略	
7～55 略	
備考 略	

事務	市町
1～5 略	
6 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（その事務所が一の市町の区域内のみに所在する特定非営利活動法人に係るものに限る。）	高松市
(1) 略	
(2) 法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧	
(3)～(20) 略	
7～55 略	

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。